

国保連合会とのインタフェースの変更点一覧表

No .	ページ	変更前	変更後	備考
1	2	伝送 <ファイル名> 英字で始まる半角英数字 8 桁以内の任意の文字列	伝送 <ファイル名> 半角英数字 8 桁以内の任意の文字列	記載誤り
2	3	項番 8 <内容> 送付元または送付先が事業所の場合は事業所番号を設定、事業所以外の場合は 0 を設定	項番 8 <内容> 送付元または送付先が事業所の場合は事業所番号を設定、事業所以外の場合は 0 を設定、または設定を省略する ()	「伝送」の内容と記載方法を統一
3	3		事業所番号について 事業所番号の省略については「1.5.1(6)「事業者番号」欄(P.42)」参照のこと。	「伝送」の内容と記載方法を統一
4	5	項番 1 4 3 <内容> (地域密着型通所介護(平成 28 年 4 月 1 日~)) 1:無し 2:加算 3:加算	項番 1 4 3 <内容> (地域密着型通所介護(平成 28 年 4 月 1 日~)) 1:無し 3:加算 4:加算	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応
5	7	項番 1 5 7 <内容> (地域密着型通所介護) 1:無し 2:加算 イ 3:加算 口 4:加算 5:加算	項番 1 5 7 (削除)	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応
6	7	項番 1 7 7 <内容> 「平成 28 年 4 月以降」 (地域密着型通所介護(平成 28 年 4 月 1 日~)) 1:無し 2:加算 3:加算 4:加算 5:加算	項番 1 7 7 (削除)	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応
7	8		サービス種類「15:通所介護」の施設等の区分「3:小規模型事業所」、「5:療養通所介護事業所」を削除した帳票イメージに差し替え	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応
8	9		サービス種類「78:地域密着型通所介護」を追加した帳票イメージに差し替え	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応

No .	ページ	変更前	変更後	備考
9	1 1	<備考> 福祉事務所は、医療保険未加入者 で40歳以上65歳未満の介護 扶助の受給者について紙媒体で 異動情報を提出する。	<備考> 福祉事務所は、医療保険未加入者 で40歳以上65歳未満の介護 扶助の受給者について紙媒体ま たは伝送で異動情報を提出する。	機能追加
10	1 3	項番17 <備考> 5 11	項番17 <備考> 5 11 13 14	総合事業みなし サービス終了年月 にかかる補足 説明の追加
11	1 4		13 平成27年3月から平成 33年3月の期間内を設定する。 14 広域連合、政令市内の構 成市区町村毎に介護予防・日常生 活支援総合事業みなしサービス 終了年月が異なる場合は、最も遅 い終了年月を設定する。	総合事業みなし サービス終了年月 にかかる補足 説明の追加
12	1 6	項番38 <備考> S 項番39 <備考> S 項番40 <備考> S 項番41 <備考> S 項番42 <備考> S	項番38 <備考> 13 S 項番39 <備考> 13 S 項番40 <備考> 13 S 項番41 <備考> 13 S 項番42 <備考> 13 S	平成28年4月の 地域密着型通所 介護創設にかか る対応
13	2 4		13 地域密着型通所介護の 場合、当該種類支給限度額の要介 護状態区分に応じた値を参照す る。	平成28年4月の 地域密着型通所 介護創設にかか る対応

No .	ページ	変更前	変更後	備考
14	2 5	項番 8 <備考> 3 項番 9 <備考> 3 項番 1 1 <備考> S	項番 8 <備考> 3 9 項番 9 <備考> 3 9 項番 1 1 <備考> 8 S	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応
15	2 6		8 サービス種類コードが「A2」、「A6」、「AF」の場合において、「単位数」が- 9 9 9 9 以上 9 9 9 9 以下を設定する。上記以外のサービス種類コードの場合、「単位数」が 1 以上 9 9 9 9 以下を設定する。 9 介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日の期間内を設定する。介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日が変更された際は適宜、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報を提出し、適用開始年月日、適用終了年月日を見直す必要がある。	「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方」の記載内容を追記
16	2 7	項番 9 <備考> 3 項番 1 0 <備考> 3 項番 1 2 <備考> S	項番 9 <備考> 3 9 項番 1 0 <備考> 3 9 項番 1 2 <備考> 8 S	「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方」の記載内容を追記

No .	ページ	変更前	変更後	備考
17	28		<p>8 サービス種類コードが「A2」、「A6」、「AF」の場合において、「単位数」が-9999以上99999以下を設定する。上記以外のサービス種類コードの場合、「単位数」が1以上99999以下を設定する。</p> <p>9 介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日の期間内を設定する。介護給付費単位数票標準マスタ（介護予防・日常生活支援総合事業）適用開始年月日、適用終了年月日に変更された際は適宜、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報を提出し、適用開始年月日、適用終了年月日を見直す必要がある。</p>	「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方」の記載内容を追記
18	29	<p>引き継がない条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態区分コードが“12：要支援1”もしくは“13：要支援2”で居宅サービス計画作成区分コード・居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）番号の設定がなく且つ、前履歴の居宅サービス計画作成区分コードが“1：居宅介護支援事業所作成”の場合は、全項目ともに引き継がない 	<p>引継がない条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態区分コードが“12：要支援1”もしくは“13：要支援2”で居宅サービス計画作成区分コード・居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）番号の設定がなく且つ、前履歴の居宅サービス計画作成区分コードが“1：居宅介護支援事業所作成”の場合は、全項目ともに引き継がない ・要介護状態区分コードが“21：要介護1”、“22：要介護2”、“23：要介護3”、“24：要介護4”、“25：要介護5”で居宅サービス計画作成区分コード・居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）番号の設定がなく且つ、前履歴の居宅サービス計画作成区分コードが“3：介護予防支援事業所・地域包括支援センター作成”の場合は、全項目ともに引き継がない 	記載漏れ
19	30		<p>項番7に以下の内容を追加</p> <p><項目名> 整理番号</p> <p><属性> 数字</p> <p><ハ 卜数> 10</p> <p><内容> 被保険者の申請単位に付与する整理番号を設定する</p>	記載漏れ
20	30～31	項番7～項番55	項番8～項番56に変更	記載漏れ

No .	ページ	変更前	変更後	備考
21	3 4	8 以下のサービスを記載する場合には、“ 0 ”またはNULLを設定する。～省略～ (ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1回につき」及び「1日につき」のサービスコードを記載する場合を除く)	8 以下のサービスを記載する場合には、“ 0 ”またはNULLを設定する。～省略～ (ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1回につき」及び「1日につき」のサービスコード並びに一部加算(特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算)のサービスコードを記載する場合を除く)	記載漏れ
22	3 6	6 以下のサービスを記載する場合には、“ 0 ”またはNULLを設定する。～省略～ (ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1回につき」及び「1日につき」のサービスコードを記載する場合を除く)	6 以下のサービスを記載する場合には、“ 0 ”またはNULLを設定する。～省略～ (ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1回につき」及び「1日につき」のサービスコード並びに一部加算(特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算)のサービスコードを記載する場合を除く)	記載漏れ
23	3 7 ~ 3 8		様式第二・二の二を追加	記載漏れ
24	3 9 ~ 4 2		明細情報(住所地特例)レコード(複数レコード)を追加	記載漏れ
25	4 3	明細レコード 交換情報識別番号 帳票レコード種別	明細レコード 交換情報識別番号 証記載保険者番号	記載漏れ
26	4 4	項番 1 8 <必須入力>	項番 1 8 <必須入力>	記載誤り

No .	ページ	変更前	変更後	備考
27	4 7		<p>S1MNM5C73E エラー</p> <p>1 到達エラー：お使いの統合インストーラが最新のバージョンではないため請求ができません。以下のお知らせ欄を参照し、統合インストーラのバージョンアップを行い、再度請求情報を送信してください。</p> <p>2 Ver1.0.1 以下の統合インストーラと、2016年7月19日以降に発行された証明書を使用した請求が行われた場合。</p> <p>3 到達確認画面のお知らせ欄より統合インストーラバージョンアップ手順書が取得可能。</p> <p>4 戻り値（返却情報）</p>	暗号強度危殆化にかかる対応
28	4 8	No10 請求ユーザに対し通知が必要なお知らせ。	No10 請求ユーザに対し通知が必要なお知らせ。（ 2）	暗号強度危殆化にかかる対応
29	4 8		2 メッセージ ID に S1MNM5C73E が設定されている場合、統合インストーラバージョンアップ手順書を取得するための URL が記載される。	暗号強度危殆化にかかる対応
30	4 9		「施設等の区分」、「その他該当する体制等（複数選択可）」が変更された帳票イメージに差し替え	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応
31	5 0		「提供サービス」に「78：地域密着型通所介護」を追加した帳票イメージに差し替え	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応
32	5 1		「施設等の区分」、「その他該当する体制等（複数選択可）」が変更された帳票イメージに差し替え	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応
33	5 2		「提供サービス」に「78：地域密着型通所介護」を追加した帳票イメージに差し替え	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応
34	5 3、5 4		異動年月日を平成 28 年 4 月 1 日とし、「施設等の区分」、「その他該当する体制等（複数選択可）」が変更された事業所異動連絡票入力例に帳票イメージを差し替え	平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設にかかる対応

No .	ページ	変更前	変更後	備考
35	55、56		訂正年月日を平成28年5月20日とし、「施設等の区分」、「その他該当する体制等（複数選択可）」が変更された事業所訂正連絡票入力例に帳票イメージを差し替え	平成28年4月の地域密着型通所介護創設にかかる対応正
36	57		「平成27年5月提出分」に変更し、「作成区分」が変更された帳票イメージに差し替え	記載漏れ
37	58	「この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に～」	帳票下部文言を「この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に～」に変更した帳票イメージに差し替え	行政不服審査法の改正にかかる対応
38	59	「この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に～」	帳票下部文言を「この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に～」に変更した帳票イメージに差し替え 「サービス提供年月」「受付年月日」「決定年月日」の印字内容を変更	行政不服審査法の改正にかかる対応
39	60		「平成27年5月提出分」に変更し、「作成区分」が変更された帳票イメージに差し替え	記載漏れ

（留意事項）

資格系共同処理の記述削除、個人番号創設に伴う各種帳票の変更は「国保連合会とのインタフェースの変更点について」に含めず、インタフェース仕様書の全体版に含める。